

相 談 事 例

ID : 05-01-007

相談タイトル

住宅取得資金の贈与税について

Q : ご相談内容

親からの資金供与により住宅建築を検討中です。資金の供与には贈与税がかかるとのことですが内容を教えてください。

A : 回答

住宅取得資金贈与の特例制度があります。相続時精算課税制度の適用を受ける親子間の場合は相続時精算課税特別控除2,500万円プラス※住宅取得資金非課税限度額の合計額までの金額について贈与税がかからなくなります。対象や手続きなど必要な条件がありますので、詳しくは税理士等にご相談ください。※H27.1.1～H33.12.31までの間に20歳以上の方が、両親や祖父母から住宅資金の贈与を受けた場合、一定金額までの贈与につき贈与税が非課税となります。

※適用される消費税率、質の高い住宅かそれ以外の住宅（一般）かにより異なります。